

# ○後志広域連合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例

〔平成19年5月31日〕  
条例第18号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項の規定に基づき、臨時的に任用された職員(以下「職員」という。)の分限について必要な事項を定めるものとする。

(分限)

**第2条** 広域連合長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、職員をその意に反して免職することができない。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- (5) 天災地変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合
- (6) 刑事事件に関し起訴された場合

(委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。